処分した廃棄物の種類及び数量

● 施行規則第四条の五の二（一般廃棄物）及び施行規則第十二条の七の二（産業廃棄物） イ）処理した廃棄物の種類及び数量

焼却施設　**2025年度実績**

バイオマスボイラー

単位：t

区分	種　類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
産業廃棄物	廃プラ	30	24											54
	木くず	0	0											0
合　計		30	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54